

地域行政の推進に関する条例の検討状況について

1. 主旨

地域行政の推進に関する条例及び計画の検討状況について報告する。

2. 地域行政の推進に関する条例の検討状況

地域行政の推進に関する条例については、区議会定例会での議論や町会長会議、パブリックコメント等の意見を踏まえ、条例制定の目的や制定によって目指すところをより明確にする方向で検討を進めてきた。

この間検討してきた条例の骨子案を踏まえつつ、これまでの地域行政で重視して取り組んできた区民参加によるまちづくりや総合的な行政サービスの提供等を基本に、今後の地域行政制度において充実・強化すべき事柄に焦点を当て、これからの地域行政を支え、発展させる条例となるよう見直しを図る。主な見直し項目は、次のとおりである。

(1) 条例名案

条例の目的や制定によって目指すところ等に合わせ、名称を見直す。

旧) (仮称) 世田谷区地域行政推進条例

新) (仮称) 世田谷区地域行政の充実に関する条例 (以下「充実条例」という。)

(2) 充実条例の目的

地域行政制度の充実について定めること、地区を重視したまちづくりを進めること等を明確化する。

- 充実条例は、区政運営の基盤とする地域行政制度の充実について必要な事項を定めることで、地域特性に即した行政を総合的に推進するとともに、地区を重視したまちづくりの強化を図り、もって、区民自治の充実と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(3) 地域行政制度の充実の基本方針

地域行政制度の充実に関する基本方針は、以下のように整理する。

- 区民に最も身近な行政機関であるまちづくりセンターの機能の充実・強化を主眼とする。
- 総合支所については、現地性をふまえた行政サービスを総合的に提供する拠点としての機能及びまちづくりセンターを支援する機能の充実・強化を重点とする。
- DXを推進し、行政サービスや参加と協働の変革に取り組む。

(4) 区の責務

区の責務を、以下のように整理する。

- 区は、地域社会の持続的な発展のために、必要な施策を的確に実施するとともに、区民等及び町会・自治会、商店街、特定非営利活動法人等の、地域社会で活動する多様な主体 (以下「町会・自治会をはじめとする多様な主体」という。)

によるまちづくりを支援する責務を有する。

- 区は、地域コミュニティを構成する主体の多様性を認識し、まちづくりにおける多様な主体の自主性及び自発性を尊重する。
- 区は、区政運営に係る重要な計画の策定・改廃又は特に重要な施策の立案をしようとするときは、地域特性に特に留意し、地域行政制度の意義及び目的を踏まえるよう努める。

(5) 区民の努力

区民に求める努力を、以下のように整理する。

- 区民は、町会・自治会をはじめとする多様な主体によるまちづくりについて理解を深め、これらのまちづくりに協力又は、参加するよう努めるとともに、自身でできることからまちづくりに取り組むよう努める。
- 区民は、震災その他の災害時における助け合いの重要性を認識し、平時における近隣との繋がりについての関心と理解を深めるよう努める。
- 区民や町会・自治会をはじめとする多様な主体等は、自らが進めるまちづくりの意義を広く区民に知らせるとともに、まちづくりの推進について、相互に連携・協力するよう努める。

(6) まちづくりセンターの機能の充実

まちづくりセンターの機能の充実は、次の4点を重点とし、これらの充実・強化を実施するために必要な体制の強化（人員の確保、専門家の派遣及び地区まちづくり支援職員制度の活用）を図ることを併せて明確化する。

- まちづくりのコーディネート機能を充実・強化する。
- 行政サービス（手続き・相談業務等）提供機能を充実・強化する。
- 広報広聴機能を充実・強化する。
- 地域包括ケアの地区展開の機能を充実・強化する。

(7) 総合支所の機能の充実

総合支所の機能について、行政サービスの専門性やまちづくりセンターの支援、区民参加の機会づくり等の充実を図る。

- 現地性をふまえた相談・支援業務等の行政サービスの専門性を充実・強化する。
- まちづくりセンターの取組みに対する専門的な支援機能を充実・強化する。
- 地域のネットワークの形成と区民参加の機会づくりの機能を充実・強化する。

(8) 必要な措置

地域行政制度の充実を図る基盤となる必要な環境整備を行うことを明確化する。

地域行政制度の充実を図るために、職員育成、組織横断的に情報を共有するしくみづくり、情報通信インフラの整備その他の必要な措置を講じる。

(9) （仮称）世田谷区地域行政推進計画（以下「推進計画」という。）

地域行政の充実を計画的に進めるために、推進計画を策定する。

(10) 地域行政審議会

区長の附属機関として、区民や町会・自治会をはじめとする多様な主体の構成員、学識経験者で構成される地域行政審議会を設置する。

<所掌事項>

- 推進計画の策定に関すること。
- 地域行政の推進に係る施策の進捗および評価に関すること。
- 地域行政における参加と協働による区民との共創に関すること。
- 地域行政におけるDXに関すること。
- その他区長が必要と認める事項

3. 推進計画の考え方等について

充実条例の検討状況を踏まえ、推進計画の考え方等を以下のように整理する。

(1) 推進計画の位置づけ

充実条例に基づいた、地域行政制度の推進に関する施策や事業を進めるうえでの基本的な考え方と施策の方向性、重点的な取組み等を明らかにする計画。

(2) 他の計画との関連と期間

- ・ 推進計画の第1期は、令和4年度からの2年間（1年半）の計画とし、次期基本計画の策定や世田谷区DX推進方針の改定等にあわせて、第2期計画の検討を行う。
- ・ 計画期間内の重点的な取組みを掲げ、次期基本計画で実現する必要がある課題等についても盛り込む。その他の具体的な施策や事業の見直しについては、実施計画や各分野の個別の計画に反映し、実効性を確保する。

(3) 推進計画の構成イメージ

<p><本編></p> <ul style="list-style-type: none">○ 計画策定にあたって<ul style="list-style-type: none">・ 計画策定の趣旨・ 計画の位置づけ・ 他の計画との関連と期間○ これまでの取組みと課題<ul style="list-style-type: none">・ これまでの取組み・ 現状と課題○ これからの地域行政を推進する基本的な考え方<ul style="list-style-type: none">・ 地域行政の目的・ 地域行政の充実の基本的な考え方○ 地域行政制度の充実に向けた取組み<ul style="list-style-type: none">・ まちづくりセンターの機能の充実・強化・ 総合支所の機能の充実・強化・ ICTを活用した行政手続きや相談業務の推進・ 住民活動の場の拡充とコミュニティ施設の運営・ 人材育成○ 計画の推進に向けて<ul style="list-style-type: none">・ 重点的な取組み・ 年次計画・ 進行管理 <p><資料編></p>

(4) 主な項目例

①まちづくりセンターの機能の充実・強化

- ・町会・自治会をはじめとする多様な主体を繋ぐ取組み
- ・防災活動及び地域包括ケアの地区展開の充実に向けた取組み
- ・まちの将来像と課題を区民と共有し、課題を解決する取組み
- ・まちづくり活動団体、人材、活動の場等の紹介、助成制度の相談の充実
- ・まちづくりセンターの事業執行体制、支援体制の充実、権限の強化

②総合支所の機能の充実・強化

- ・相談業務等の行政サービスの専門性の向上
- ・まちづくりセンターの取組みに対する専門的な支援
- ・地区相互・地区を越えた社会資源のネットワークづくり支援
- ・区民参加の機会づくりと地域課題を解決する計画的で実効性のある取組み

③行政手続きや相談業務等のデジタル化の推進

- ・DX推進と歩調を合わせた手続や相談、区民参加のデジタル環境の整備・活用
- ・部署間情報連携やオープンデータの活用等による問い合わせ対応の充実
- ・ICTの利用が困難な区民への支援体制の構築

4. 今後のスケジュール(予定)

令和3年10月～ 町会長会議、関係団体意見交換、ワークショップ等

令和4年2月 特別委員会報告(充実条例素案、推進計画素案)

パブリックコメント、区民意見交換会等

9月 第3回区議会定例会(充実条例案提案、推進計画提示)

10月 充実条例施行、推進計画スタート